

# 公益財団法人藤島文化スポーツ事業団定款

## 第1章 総則

(名称)

**第1条** この法人は、公益財団法人藤島文化スポーツ事業団（以下「事業団」という。）と称する。

(事務所)

**第2条** 事業団は、主たる事務所を山形県鶴岡市に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

**第3条** 事業団は、芸術文化、生涯学習及びスポーツの振興に関する各種事業及び支援事業を実施し、市民はもとより広域的な住民の情操と教養を高め、風格ある文化の創造とともに健全で明るく豊かな生活の形成に寄与することを目的とする。

(事業)

**第4条** 事業団は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 芸術文化の普及及び振興に関する事業
  - (2) 生涯学習の普及及び振興に関する事業
  - (3) スポーツの普及及び振興に関する事業
  - (4) 文化施設の受託管理及び受託運営事業
  - (5) 社会体育施設の受託管理及び受託運営事業
  - (6) その他目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業を推進するために行う付帯サービス事業
- 3 前2項の事業は山形県内において行うものとする。

## 第3章 資産及び会計

(基本財産)

**第5条** 事業団の目的である事業を行うために不可欠な別表1の財産は、事業団の基本財産とする。

2 基本財産は、事業団の目的を達成するために善良な管理者の注意を持って管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

**第6条** 事業団の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事業計画及び収支予算)

**第7条** 事業団の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載

した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類は、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

**第8条** 事業団の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

**第9条** 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項4号の書類に記載するものとする。

#### **第4章 評議員**

(評議員)

**第10条** 事業団に評議員6名以上10名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

**第11条** 評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会において行う。

2 評議員選定委員会は、評議員1名、監事1名、外部委員3名の合計5名で構成する。

3 評議員選定委員会の外部委員は、次のいずれにも該当しない者を理事会において選任する。

- (1) 事業団又は関連団体(主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。以下同じ。)の業務を執行する者又は使用人
- (2) 過去に前号に規定する者となったことがある者
- (3) 第1号又は第2号に該当する者の配偶者、3親等以内の親族、使用人(過去に使用人になった者も含む。)

4 評議員選定委員会に提出する評議員候補者は、理事会又は評議員会がそれぞれ推薦することができる。評議員選定委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

5 評議員選定委員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

- (1) 当該候補者の経歴
- (2) 当該候補者を候補者とした理由
- (3) 当該候補者と事業団及び役員等(理事、監事及び評議員)との関係
- (4) 当該候補者の兼職状況

6 評議員選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

7 評議員選定委員会は、前条で定める評議員の定数を欠くこととなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。

8 前項の場合には、評議員選定委員会は、次の事項も併せて決定しなければならない。

- (1) 当該候補者は補欠の評議員である旨
- (2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の評議員の補欠の評議員として選任するときは、その旨及び当該特定の評議員の氏名
- (3) 同一の評議員(2人以上の評議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2人以上の評議員)につき2人以上の補欠の評議員を選任するときは、当該補欠の評議員相互間の優先順位

9 第7項の補欠の評議員の選任に係る決議は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで、その効力を有する。

(任 期)

**第12条** 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は退任した評議員は、新たに選任された者が就任するまで、なお、評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

**第13条** 評議員に対して、各年度の総額が127,200円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。この場合の支給の基準については評議員会の決議により別に定める。

## 第5章 評議員会

(構成)

**第14条** 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

**第15条** 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

**第16条** 評議員会は、定時評議員会として毎年度5月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

**第17条** 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

**第18条** 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他の法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者に第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回るときは、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

**第19条** 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した評議員及び理事は、これに記名押印する。

## 第6章 役員

(役員)

**第20条** 事業団に次の役員を置く。

- (1) 理事6名以上10名以内
- (2) 監事2名以内

2 理事のうち1名を理事長、1名を副理事長とし、1名の常務理事を置くことができる。

3 前項の理事長及び副理事長をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下一般社団法人・財団法人法という。）上の代表理事とし、常務理事（前項の規定により常務理事を置くときに限る。）をもって同法第197条において準用する同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

**第21条** 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長、副理事長及び常務理事（前条第2項の規定により常務理事を置くときに限る。）は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係がある者である理事の合計数が理事の総数の3分の1を超えるものであってはな

らない。

4 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えるものであってはならない。

5 事業団の監事には、事業団の理事（親族その他特別の関係がある者を含む。）及び評議員（親族その他の特殊の関係がある者を含む。）並びに事業団の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特別の関係があつてはならない。

（理事の職務及び権限）

**第22条** 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、事業団を代表し、その業務を執行する。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故ある時又は理事長が欠けた時は、その職務を代行する。

4 常務理事は、事業団の業務を分担執行する。

5 理事長、副理事長及び常務理事（第20条2項の規程により常務理事を置く時に限る。）は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

**第23条** 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、事業団の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員任期）

**第24条** 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期終了の時までとする。

4 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまで、なお、理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

**第 25 条** 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

**第 26 条** 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

## 第 7 章 理事会

(構成)

**第 27 条** 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

**第 28 条** 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 事業団の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長、常務理事（第 20 条第 2 項の規定により常務理事を置くときに限る。）の選定及び解職

(招集)

**第 29 条** 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

**第 30 条** 理事会の議長は、理事長とする。

(決議)

**第 31 条** 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人・財団法人法第 197 条において準用する同法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

**第 32 条** 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

**第33条** この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第11条についても適用する。

(解散)

**第34条** 事業団は、基本財産の滅失による事業団の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

**第35条** 事業団が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1か月以内に、類似の事業を目的とする他の公益財団法人又は、国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

**第36条** 事業団が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

**第37条** 事業団の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第10章 補則

(事務局)

**第38条** 事業団に事務局を置く。事務局の組織及び運営に関しては必要な事項は理事会で定める。

## 附則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設



立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 事業団の最初の理事長は熊木誠、副理事長は浅賀千春とする。

4 事業団の最初の評議員、最初の理事及び最初の監事は、次に掲げる者とする。

最初の評議員 (8名)

安藤良昭  
石黒清一  
上野隆一  
大沼恒司  
草島孝男  
佐藤武  
高山千代子  
渡部正弘

最初の理事 (10名)

熊木誠  
浅賀千春  
佐藤礼子  
鈴木史紀  
土田英喜  
中田進  
穂積恒雄  
前田孝志  
丸山春男  
山村誠

最初の監事 (2名)

鈴木勝男  
半澤正昭

別表1 基本財産 (公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産以外のもの)  
(第5条関係)

財産種別	場所・物量等
定期預金	80,000,000円 場所(預金先)については毎年度理事会にて決定する。